

五島市めぐりあい交流促進事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 事業の目的

五島市の出生数や婚姻数の増加を図るため、結婚したいと思っている独身男女に出会いの場を提供し、交流を図り成婚につなげることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

五島市めぐりあい交流促進事業業務

(2) 業務内容

別紙五島市めぐりあい交流促進事業業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

(4) 履行場所

五島市内

(5) 予算額

3,360,000 円(消費税相当額を含む。)

3 応募資格要件

プロポーザルに参加することができる団体(以下「参加団体」という。)は、次の要件の全てを満たす者とする。

(1) 法人格を有する者

(2) 次のア又はイに該当する者

ア 五島市競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登録されている者(以下「有資格者」という。)

イ 次に掲げる書類を、参加表明書の提出期限までに提出し、市長からプロポーザルの参加資格を有することの確認を受けた者

(ア) 申込日前3月以内に発行された履歴事項全部証明書(登記簿謄本)

(イ) 申込日前3月以内に発行された次に掲げる税の滞納のない証明書

a 五島市市民生活部税務課において発行する市税の完納証明(五島市内に本店、支店又は営業所を有する者に限る。)

- b 五島市市民生活部税務課において発行する法人市民税の納税証明(五島市内に支店又は営業所を有する法人に限る。)
 - c 法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書
 - (ウ) 暴力団等排除に関する誓約書(別紙様式2)
 - (エ) その他参加資格を確認するに当たって必要となる書類
- (3) 有資格者にあつては五島市工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領(平成16年五島市訓令第57号。以下「措置要領」という。)の規定による指名停止の措置(以下「指名停止措置」という。)を受けていない者、有資格者でない者にあつては措置要領別表各号に掲げる要件に該当しない者
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは同条第2項の規定による申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (6) 五島市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱(平成24年五島市告示第156号)第3条に規定する排除措置を受けていない者

4 実施要領の取得の方法並びに交付の期間及び場所

実施要領は五島市ホームページからダウンロードして取得すること。ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、事前に担当課に連絡があつた場合に限り、次に掲げる交付期間及び交付場所において、書面により交付する。

(1) 実施要領の交付期間

公告日から令和8年6月29日(月)までの期間(五島市の休日を定める条例(平成16年五島市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。)の9時から17時まで。ただし、令和8年6月29日(月)は、9時から16時までとする。

(2) 実施要領の交付場所

五島市三尾野一丁目7番1号 福江総合福祉保健センター3階
五島市福祉保健部こども未来課子育て支援班

電話:0959-74-5831

5 参加表明書の提出の期限、場所及び方法

(1) 参加表明書の提出期限

令和8年6月29日(月)17時(郵送により提出する場合は、提出期限内に担当課に到達しているものに限り受け付ける。)

(2) 参加表明書の提出場所及び提出方法

プロポーザルに参加しようとする者は、公募型プロポーザル参加表明書(実施要領様式第1号)を作成し、持参、郵送(配達証明付き書留郵便による送付に限る。)その他宅配の方法(郵便法(昭和22年法律第165号)第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。)により担当課に提出しなければならない。電子メール及びFAXによる提出は受け付けない。

6 提案書等の提出要請等

参加資格を有することを確認することができた者については、公募型プロポーザル参加資格確認通知書(以下「通知書」という。)によりその旨を通知するとともに、プロポーザル参加要請書により提案書(実施要領様式第5号)及び必要書類(以下「提案書等」という。)の提出を要請する。なお、参加資格を有することを確認することができなかった者については、その旨及びその理由を通知書により通知する。

通知予定日 令和8年7月6日(月)

7 スケジュール

公募開始(公告)	令和8年6月12日(金)
参加表明書の提出期限	令和8年6月29日(月)17時[必着]
質問書の提出期限	令和8年6月29日(月)17時[必着]
参加資格確認通知書送付	令和8年7月6日(月)
質問書への回答	令和8年7月6日(月)までに回答及び五島市HPへ掲載
提案書等の提出期限	令和8年7月22日(水)17時[必着]
審査(プレゼンテーション審査) (対面又はWEB)	令和8年7月28日(火)[予定]
審査・選定結果通知	令和8年8月3日(月)[予定]
契約締結	令和8年8月下旬[予定]

8 実施要領及び業務委託仕様書に対する質問・回答に関する事項

(1) 質問の方法

実施要領及び五島市めぐりあい交流促進事業業務委託仕様書に対する質問がある場合は、質問書(実施要領様式第4号)に質問事項を記載の上、電子メール又はFAXにより質問書送信先に送信すること。併せて、質問書を送信した旨を電話により担当課へ連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話、口頭等による照会には応じないので留意すること。

(2) 実施要領等に対する質問の提出期限

令和8年6月29日(月)17時必着

(3) 質問書送信先

五島市福祉保健部こども未来課子育て支援班

E-mail:kodomo@city.goto.lg.jp

FAX:0959-74-5832

(4) 質問に対する回答

送信された質問書については、令和8年7月6日(月)17時までには、質問者に対して電子メール又はFAXで回答するとともに、同日以後五島市ホームページに掲載し、閲覧に供する。この場合において、質問者名は公表しない。ただし、質問の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関係する場合は、五島市ホームページには掲載しない。また、質問の内容によっては、回答を控える場合がある。

9 提案書等の提出の期限、場所及び方法並びに提出書類及び提出部数

(1) 提案書等の提出期限

令和8年7月22日(水)17時必着(提出期限内に担当課に到達していること。)

(2) 提案書等の提出場所

五島市福祉保健部こども未来課子育て支援班

E-mail:kodomo@city.goto.lg.jp

(3) 提案書等の提出方法

担当課に持参又は郵送(配達証明付き書留郵便による送付に限る。)その他宅配の方法(郵便法第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。)により提出すること。併せてメールにより提出すること。

(4) 提出書類

- ア 提案書(実施要領様式第5号)
 - イ 企画提案書類(任意様式)
 - ウ 実施スケジュール(任意様式)
 - エ 企画提案者に関する調書(実施要領様式第6号)
 - オ 業務実施体制調書(実施要領様式第7号)
 - カ 提案内容に即した見積書(任意様式:積算内訳を記載したもの)
- (5) 提出部数 6部(正本1部、副本5部。A4サイズに統一、両面印刷)

10 審査に係る事項

(1) 審査方法

- ア 提案書及びプレゼンテーションをあらかじめ設定した審査基準に沿って、審査員が評価及び採点を行い、各審査員の評価点の合計が最高点の者を委託候補者とする。
- イ 最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額が最も安価な提案者を委託候補者とする。
- ウ 提案者が1者のみである場合は、各審査員の評価点の合計が満点の60%以上である場合に、当該応募者を委託候補者とする。60%未満の場合には選外とし、再度、公募を実施する。

(2) プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは、提案内容の説明を20分、質疑応答を10分を基本として参加者ごとに行う。なお、プロジェクター等を使用する場合は、事前に連絡すること。

(3) プレゼンテーション予定日:令和8年7月28日(火)

日時、留意事項等の詳細については、別途、プレゼンテーション予定表にて通知する。プレゼンテーションの方式は、参加者の希望に応じて対面又はWEB会議システムを使用した方式とする。WEB会議システムを使用する場合は、プレゼンテーションの前に五島市からURLを送付し、事前に接続テストを行った上で実施する。

11 受託候補者の選定

- (1) プロポーザル選定委員会は、提出された提案書等及びプレゼンテーションを次に定める基準に基づき評価し、評価の結果を基に、受託候補者を選定する。

審査項目	評価基準	配点
実施体制等	① 業務を遂行する能力があるか。また、そのための	10

	体制が整っているか。	
	② 本業務の関連・類似業務について、実績は十分か。	10
	③ イベントの実施に向けた組織のフォロー体制が期待できるか。	10
提案書の内容等	④ 事業趣旨に沿った提案であるか。	10
	⑤ 独身男女が気軽に参加したくなるようなイベントになっているか。	15
	⑥ 婚活イベントとしての全体構成は魅力的か。	10
	⑦ イベントの告知方法などが明確になっているか。	15
	⑧ イベントの実施に向けての実現性はあるか。	10
	⑨ その他魅力的な内容の提案があるか。	5
業務コスト	⑩ 見積金額の積算根拠は妥当であるか。	5

(2) 選定又は非選定の通知

選定又は非選定の結果は、全ての提案者に対し、令和8年8月3日(月)(予定)に通知する。

(3) 評価結果の公表

評価結果は、五島市ホームページ及び五島市役所行政資料室に掲載する方法により公表する。

(4) 業務委託契約

市は、選定された受託候補者と五島市財務規則(平成16年五島市規則第43号)に基づき業務委託契約を締結する。なお、契約内容については、提案内容を基に決定する。契約締結に当たっては、提案時に参考見積りを徴取している場合であっても、改めて本見積書を徴取する。

12 契約書作成の要否:要

13 その他

- (1) プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限るものとする。
- (2) 提出期限までに参加表明書が担当課に到達しなかった者及び参加資格を有することを確認することができなかった者については、提案書等を提出することができないものとする。
- (3) 参加表明書及び提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書等は、返却しない。

- (5) 提出された参加表明書及び提案書等は、提案者に無断で参加資格の確認及び受託候補者の選定の事務以外に使用しない。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- (7) 次のア又はイに該当する場合は、以後の参加資格を喪失し、参加表明書及び提案書が無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
 - ア 参加資格を満たさないこととなった場合
 - イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- (8) 成果物に関する権利は、受託候補者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- (9) 受託候補者は、受託業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、業務委託契約終了後においても、受託業務に関し知り得た情報を一切漏洩してはならない。

14 担当課

〒853-0064

五島市三尾野一丁目7番1号 福江総合福祉保健センター3階

五島市福祉保健部こども未来課子育て支援班 担当:近藤

電話:0959-74-5831

FAX:0959-74-5832

E-mail:kodomo@city.goto.lg.jp